



金沢市公報

号外第36号

平成18年(2006年)12月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	1
○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	5
○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議務局)	8

条 例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第71号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

46	堅町商店街地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画堅町商店街地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
47	東金沢イースト地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画東金沢イースト地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の2号を加える。

46 堅町商店街地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 風営法第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物

- (4) 名称のいかんにかかわらず、業として人の宿泊又は休憩の用に供するための施設のうち、その構造設備が次のいずれかに該当する施設で、主として異性を同伴する者に利用させると認められるもの
- ア 外側から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に出入りすることのできる玄関を有しない構造であるもの
 - イ 玄関又は帳場が客との通常の面接に適さず、又は附帯設備を設け、客と直接面接することを要しない利用を可能とする構造であるもの
 - ウ 車庫又は駐車場に、隔壁、ついたて等を設け、車庫又は駐車場の内部においてその全体を見通すことができない構造であるもの
 - エ 車庫又は駐車場から玄関又は帳場を経由せず、直接客室に通ずることができる専用の人の出入口を有する構造であるもの
 - オ 宿泊客以外の者であっても自由に利用することができ、かつ、当該施設の収容人員に応じた広さのロビー、応接室、談話室等を有しない構造であるもの
 - カ 宿泊客以外の者であっても自由に利用することができ、かつ、当該施設の収容人員に応じた広さの食堂及びこれに付随する調理室を有しない構造であるもの
 - キ 客室に専ら性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他の設備を設ける等明らかに通常のホテルと異なる構造であるもの
 - ク 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業を行うための施設であって、次のいずれかに該当するもの（当該施設に、多人数で利用することができる婚礼場、宴会場等が常設されているものを除く。）
 - (ア) ダブルベッドを備える客室の数が、全客室数の5分の1を超える構造であるもの
 - (イ) 床面積が20平方メートル以下であって、定員が1人である客室の数が、全客室数の3分の1未満である構造であるもの
 - ケ 形態、意匠又は広告物が周囲の清純な生活環境を害するおそれがあると認められるもの
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、その構造設備が、一般の宿泊客が通常利用する施設と明らかに異なるもの

	ると認められるもの
壁面の位置の制限	建築物の壁面等から市道準幹線508号片町・新堅線（以下この表において「前面道路」という。）の中心線までの距離の最低限度は、6メートルとする。
形態又は意匠の制限	前面道路から後退した部分の全面に、隣接する建築物のひさしに連続するようにひさしを設置するものとする。この場合において、設置するひさしは、次の各号に該当するものとする。 (1) その天井面が歩道面から高さ6メートル以上7メートル以下であるもの (2) 不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。）で造られ、かつ、覆われたもので、消火活動に支障のない構造及び形態であるもの (3) その先端の位置が前面道路の境界線上にあるもの

47 東金沢イースト地区地区整備計画区域

計画地区	制 限
地域拠点地区	用途の制限 (1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス又は倉庫業を営む倉庫 (3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物
	容積率の最高限度 10分の30
	建ぺい率の最高限度 10分の8（法第53条第3項第2号に規定する建築物については、10分の9）
	敷地面積の最低限度 150平方メートル
	壁面の位置の制限 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路、調整池若しくは管理用通路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。
	高さの最高限度 31メートル（敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、45メートル）
	垣又はさくの制限 道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同

		<p>じ。) 外に設ける場合を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>
住宅地区 A	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	容積率の最高限度	10分の30
	建ぺい率の最高限度	10分の8(法第53条第3項第2号に規定する建築物については、10分の9)
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。
	高さの最高限度	31メートル(敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、45メートル)
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域外に設ける場合を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>

住宅地区 B	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。） (2) 共同住宅、診療所又は集会所 (3) 法別表第2（ろ）項第2号に掲げる建築物 (4) 公益上必要があると市長が認めるもの (5) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置 その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
	容積率の最高限度	10分の20
	建ぺい率の最高限度	10分の6（法第53条第3項第2号に規定する建築物については、10分の7）
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。
	高さの最高限度	18メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第72号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条中「、当該消防団員等に対して」を削る。

第8条中「、当該消防団員等に対して」及び「、1日」を削る。

第8条の2第1項中「1年6月」を「1年6箇月」に、「場合においては」を「場合には」に改め、「、傷病補償年金として、当該消防団員等に対して」を削り、「別表第2に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「傷病補償年金」に改め、同項第2号中「別表第2に」を「次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で」に、「障害の等級」を「傷病等級」に改め、同条第3項中「別表第2中の」を削り、「障害の等級」を「傷病等級」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害

等級をいう。以下同じ。)に依り、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に依り、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

第9条の2第1項中「別表第4の右欄に定める」を「規則で定める程度の」に改め、「当該消防団員等に対して」を削り、「次項に」を「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第9条の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

第9条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態(次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。)にあること。

第12条第1項第1号及び第4項各号、第13条第1項第5号及び第6号並びに第16条の2第1項第2号中「障害の状態」を「特定障害状態」に改める。

第18条の2中「防禦」を「防御」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に、「別表第2に定める第1級の等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、同表に定める第2級の等級」を「第1級の傷

病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、同表に定める第2級の等級」を「第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める」を「加重後の」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定（第9条の2第1項第2号及び第3号の規定を除く。以下同じ。）は、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第73号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「いう。）」の次に「の選任」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が、委員を指名することができる。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年(2006年)12月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)12月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)